

伊方訴訟ニュース

第26号

1975年10月14日

伊方原発訴訟を支援する会

国側，企業ベッタリを露呈

第8回公判（50.9.25）を傍聴して

伊方原発設置許可に関する原子力委員会の「安全審査」が当を得たものであったかどうかをめぐって，原告側が請求した審査関係書類の提出命令が松山地裁，高松高裁で認められ，被告＝国側はこの公判までにこれら審査関係書類を提出せざるをえない破目に陥っていた。ところが，被告＝国側は，企業秘密に属するとするものの約半分を「公務員の守秘義務」を理由に，その部分のみ白紙にしたコピーを提出した。

企業秘密も含めて地裁，高裁から提出を命令された被告＝国側が，あえてその命令を無視したのは何故だったのか。原告側本人，代理人（弁護士），補佐人の矢継早の追及に，被告＝国側は代理人上野法務検事1人が必死に抗弁していたが，その本音を結局は告白せざるをえなかった。「企業秘密9件のうち5件は企業の同意を得たが，他の4件は同意を得られなかったので提出できない」とした被告＝国側は，企業の同意なしに提出できない理由として，「公務員の職務上知りえたことの守秘義務」を挙げ，その法的根拠は国家公務員法第100条と原子力委員会設置法第13条にあるとした。さらに，「提出しないことによって生ずる不利益はやむをえない」と開き直ったのである（命令にもかかわらず提出しない場合，民事訴訟上，相手側の主張を

認めることになる）。

原告側の追及は厳しかった。「国が四国電力に宛てた問い合わせ文書に『国としては可能な限り出す方針である』としているのは，『出さないこともありうる』ことをほのめかし，『出さなくてもよい』と言っているようなものだ」，「国は卒先して法律を守るべきで，裁判所の命令に従うべきだ」，「守るといふ秘密の内容が挙げられていない。秘密の公開により企業がどのような損失を蒙るか具体的に示せ」，「企業の秘密も含めて提出命令されているのに，裁判所には提出しない。一方，国の審査には企業秘密を提出させている。これでは国の審査の可否を裁判所に判断させないことになる」等々。原告側はさらに「憲法上の疑義がある。憲法29条にあるように，企業の秘密等の利益は，国民の福祉に制約される。国民の福祉より企業秘密を優先させるのは憲法違反だ」と厳しく追及した。被告＝国側にはもうまともな抗弁のすべはなく，ただ「公務員の守秘義務」を繰り返すのみであった。

第9回公判

10月23日午前10時 松山地裁大法廷

原告側 藤本陽一証人の主尋問

（傍聴希望者は事務局に連絡して下さい）

これも、原告側が「法廷等の証人、鑑定人、文書提出命令の際は、守秘義務は免除される」と迫ると、もう一言も抗弁できなかったのである。

裁判長がこれに対し、被告側に「残る4件も出すよう努力してほしい」と頼み、原告側の急迫をそらそうとした。ところが、裁判長の意に反し、原告や傍聴席から猛烈な追撃があり、「努力して下さいとお願いするとは何事か。裁判所はキ然たる態度を取れ、」と野次が飛ぶと、裁判長は待ってましたとばかりに退廷命令を出し、1名を強制的に退廷させ、論争をあらぬ方向へそらそうとした。法廷内は怒りで騒然となり、原告側も次々と立って「法廷内の秩序維持に退廷命令を出すぐらいなら、書類の提出命令に従わずもっと秩序を乱している被告＝国側にどうしてもっと強い訴訟指揮を取らないのか」と裁判長に迫った。裁判長は、「すでに命令は出してある。しかし強制力はない」と逃げ、「被告側は出さないならその理由を次回までにははっきりしてほしい」と再度「お願い」してまた野次られたが、今度はさすがに退廷命令を出せなかった。

このあと、双方の証人の採否と順序決定に入ったが、前回まで「立証責任はこちらにある」としてきた被告＝国側が「立証責任はないが……」と発言したため、再び追及され立往生してしまった。

いずれにせよ、国側は支離滅裂になりながらも、何とか企業を守ろうとしているその体質がますます明白になってきた。住民の生命よりも企業秘密を優先しようとする被告＝国側の反国民性をさらに徹底的に追及しなければならぬ。

双方申請の証人採用を決め、次回（10月23

日10時）は原告側申請の藤本陽一氏を証人に迎えることとし、閉廷。（会員I）

決定無視の範を示す国側の“語録”

1. 総理大臣の“あいさつ状”

50原第7970号

昭和50年9月16日

松山地方裁判所

民事第一部 御中

内閣総理大臣

四国電力株式会社伊方発電所原子炉
設置許可処分取消請求事件に係る文
書提出について

御決定の趣旨に従い、別紙目録の文書を提出する。

なお、御決定に係る資料のうち、四国電力株式会社から提出されたものを提出することに差し支えがあるかどうかについて、資料の提出者である四国電力株式会社に問い合わせたところ、同社から高度の企業秘密に属することを理由に四点の資料中に記載されている事項の一部については提出することを差し控えてもらいたい旨の回答があった。

2. 法廷での上野検事（代理人）の釈明

「企業機密と被告側が云っておいりましたのは、全部で9点の文書がありましたが、そのうち5点は承諾を、その後我々の方で努力して取りましたが、あとの4点の文書の一部につきまして、どうしても企業側の承諾が取れませんでした。で、裁判所に対しましては、甚だ決定に反するようで申しわけないと思っておりますが、高松の高裁で云われました理由の中で、職務上の秘密に属するかどうかの点については、なるほど、属しないと云われ

ましたけれども、公務員法上の守秘義務から見ますと、職務上の秘密のほかに、職務上知り得た秘密という、そういう該当条項があるわけです。そう致しますと、我々の方にもそこに疑問が生じまして、職務上知り得た秘密の点で、高裁の決定もその点にはふれておりませんので、職務上守秘義務との関係で、これは疑問がある。さらに、提出した企業側とのその他の関係もございまして、今日は提出することができませんでした。……。

決定の訴訟法上の拘束力と公務員法上の義務との衝突がございまして、その点で、申しわけございませんが、我々の方としましては、今回は出せない。さらに訴訟法で見ましても、どうしても出せない場合の不利益な効果というのも規定されておるわけですから、我々の方としてはやむを得ないと思っております。」

原告、被告双方から申請された証人

原告側

1. 武谷三男 物理学者
原子力発電の現状と問題点 特にその危険性について（2時間）
2. 藤本陽一 早稲田大学理工学研究所
教授 原子核物理学専攻
大量かつ絶対的毒物発生装置としての原子力発電所の危険性（4時間）
3. 久米三四郎 大阪大学理学部講師
核化学専攻
伊方原子力発電所の構造的工学的欠陥（3時間）
4. 川野慎治 京都大学原子炉実験所助手
物性物理学専攻
蒸気発生器の原子力発電に占める重要な

役割とその構造の欠陥（2時間）

5. 佐藤 進 京都大学工学部助教授
機械工学専攻
これまでに相つぎ発生した蒸気発生器事故の態様、原因および同事故発生の必然性（2時間）
6. 植田 功 京都大学工学部助教授
金属工学専攻
燃料棒構造の脆弱性と燃料棒破損の必然性と放射性物質の流出（3時間）
7. 柴田俊烈 京都大学工学部助教授
機械工学専攻
一次冷却材喪失事故の態様と原因および同事故発生の必然性（2時間）
8. 海老沢 徹 京都大学原子炉実験所
助手 原子炉物理学専攻
ECCS等の事故災害抑制装置の原理的、構造的欠陥およびそれによって生じる影響の重大性（4時間）
9. 荻野晃也 京都大学工学部助手
原子核物理学専攻
伊方原子力発電所の耐震設計の欠如および本件審査における地震評価の誤り（3時間）
10. 生越 忠 和光大学人文学部教授
地質学専攻
伊方附近が岩盤が脆弱であり、地すべり多発地帯であること等による原子力発電所設置場所としての不適合性（2時間）
11. 星野芳郎 瀬戸内海汚染総合調査団
団長 科学技術論専攻
科学技術論からみた原子力発電の無謀さおよび原子力発電所設置による瀬戸内海に及ぼす影響の重大性（3時間）
12. 岸 洋介 愛媛大学工学部講師
応用物理学専攻

伊方原子力発電所における淡水の絶望的
不足（2時間）

13. 大野 淳 東京水産大学水産資源研究
施設助手 水産増殖学専攻
伊方原子力発電所排水による漁業破壊
（2時間）

14. 市川定夫 京都大学農学部助手
放射線遺伝学専攻
本件審査における放射線被曝評価の過少
推定および人間に対する危険の過少評価
（4時間）

被告側

1. 内田秀雄 原子炉安全専門審査会長

本件原子炉の一般的な安全性及び本件原
子炉の蒸気発生器の安全性

2. 村主 進 原子炉安全専門審査委員
本件原子炉の一般的な安全性及び本件原
子炉の非常用炉心冷却装置の信頼性
3. 三島良績 原子炉安全専門審査委員
本件原子炉の燃料の安全性
4. 垣見俊弘 原子炉安全専門審査会調査
委員
本件原子炉敷地の地質及び地盤の健全性
5. 大崎順彦 原子炉安全専門審査委員
本件原子炉の耐震設計の妥当性

文書提出命令に対する高松高裁決定を得て（終稿）

伊方原発訴訟弁護団 平 松 耕 吉

一 そう明確な高松高裁の決定

この様な原決定の姿勢は抗告審である高松
高等裁判所においても支持され、冒頭に述べ
た7月19日付決定となった。即ち、同高裁
決定は、即時抗告における当事者の争点をふ
まえ、民訴法312条3号後段該当性につい
ての解釈論上の判断を次のとおり更に明確に
展開することとなった。

「同条3号のいわゆる挙証者と所持者との
間の法律関係について作成された文書とは、
挙証者と文書の所持者との間の法律関係それ
自体を記載した文書だけでなく、その法律関
係に関係のある事項を記載した文書、ないし
は、その法律関係の形成された文書とも包含
すると解すべきところ、これを行政庁のなし
た行政処分を違法を主張してその取消を求め
る抗告訴訟に即してみれば、当該行政処分が
なされるまでの所定の手続の過程において作

成された文書であって、右行政処分をするた
めの前提資料となった文書をも包含するもの
と解するのが相当である。」として処分の基
礎資料的性格をも重視することを明示した上、
更に、「けだし行政処分は、もともと国民の
ために公正かつ明朗な手続を経て行われるべ
きものであり、かつ行政処分をするための手
続の過程において作成される文書の多くは、
行政処分の適正・公平を担保するために作成
されるものであるから、行政処分の取消を求
める抗告訴訟において、前記のように解して
も、文書の所持者である行政庁に対し不当な
不利益を課することにはならないといえるし、
また一方行政処分の違法を争う相手方（国民）
は、右行政処分がなされるまでの手続の過程
において作成される文書を所持していないの
が通常であって、かかる立証に必要な文書を
所持しない挙証者（国民）の不利益を補うこ

ことにより、抗告訴訟において要請される実体的真実の発見に寄与することになるからである」。と判示した。

この判示が原決定と共に、将来非常に重要且貴重な先例として評価されることとなるであろうことは、これを強調しても強調しすぎることになるまいと思われる。そして、この様な考え方に立ってこそ、伊方訴訟及び同種の行政訴訟について、原告ら住民（国民）側に極めて明るい展望がもたらされ得るものと考ええる。

又、同高裁決定は国側の公務上の秘密に関する抗告理由に対し、全面的に原告らの反論主張を採用して、①企業秘密と公務に関する秘密とは質的な差があり、前者が公表されることが直ちに国家の利益又は公共の福祉に重大な損害又は不利益を及ぼすものとは解し難いし、②企業が自己の有利に行政庁の許可を得るべく一定の資料を提出しておきながら、その後、右許可処分によって利益を侵害される第三者から提起された抗告訴訟において、企業秘密を理由に資料公開を拒否することは公平の原則ないしは信義則上許されず、③又、抗告人提出の証明資料のみからは未だ企業秘密あるいはこれに関する行政庁の黙秘義務自体を認めるに足りないと述べて、右抗告主張を退け、同様に国側の文書提出の必要性不存在に関する抗告理由に対しても、殊に原告らが本件安全審査手続には、規制法24条2項に違反するところの実質的審査欠如の重大な手続的瑕疵がある旨主張しこれを立証事項としている点を引いて国側の主張を退け、本件文書がいずれも原告らの主張事実の立証上、必要かつ重要な証拠方法であると認めて、原決定の判断を支持した。

“担当者メモ”についての苦しい判断

尚、担当者メモについて、提出命令を一部却下した原決定に対し、原告側が為した即時抗告に対して、同高裁が、「原子炉安全専門審査会の各部会において行われた審査及び調査の経過ないしはその結果を、いちいち記録した文書を作成することは法律上は勿論、条理上も要求されていないというべきである」とした判示は、この実質的審査、調査事項の地域住民の安全にかかわる重要性和対比すれば、これに関する文書による公正手続の担保を定めない方がむしろ、法律的不備というべきものであって、条理上は当然かかる記録文書作成が要求されるべきものと解されるという理由から、より慎重な判断が望ましかったとの批判を免れないであろう。「条理上すら不必要」という判示部分はむしろ過誤ともいうべきであって、この様に断言し切れるものなら、これに続く次の判示部分は全く不要な判断を付加したものという他なくなる。即ち同決定は続いて「また右各部会の審査が技術的・専門的、継続的であるからといって、そのことのみから必ずしも右審議の経過等を記録した公の文書が作成されているとも認め難いのである。その上一般に会議の議事録を作成することが法律上要求されている場合であっても、議事録作成事務の担当者が議事録を作成する前提として議事内容をメモし、これに基いて、正規の議事録を作成することは、通常行なわれていることであるところ、かかる場合に、右担当者が議事録作成の前提として議事内容を便宜メモしたものは、あくまでも議事録作成事務担当者の個人的なメモというべきであって、公の文書ではないというべきである。したがって、本件において、抗告

人（原告）ら主張の如く本件担当者メモに基づき、『四国電力株式会社伊方原子力発電所に係る原子炉安全専門審査会第86部会及び各グループの議事要旨』と題する要約文書を印刷、作成している……事情があるからといって、このことから本件担当者メモが担当者個人のメモではなく行政庁である相手方の所持する公の文書であると認めることはできない。」といささか苦しい論旨を付加せざるを得なかった。

この様な決定期理由を付加した心証内容を推し測ってみるなら、同高裁は「原子力局事務担当職員が各部会及びそのグループの審理、調査に立会いを許されているのは、その経過及び結果の要点を記録し、後日の審査資料に供するという事務を主として処理する目的に基くと解される余地が大きい、この様に立会った上、メモのみを取って議事録は作成せず、単に議事要旨の形でのみこれを要約公表することもあり得る」と解した様にも思える。しかしそれならそれで、議事要旨の正確さを担保するため、右メモを公表することが必要となるはずなのである。

以上のように担当者メモの提出が認められなかったため、部会の審査内容に関する前記⑤③の釈明結果は極めて重要な意味をもつこととなった。即ちこれによれば、部会の疑問点は全て、申請書類や添付資料を訂正させる形あるいは新たに参考資料を提出させる形で記録に止められているという。それ故、申請書類や添付資料あるいは参考資料に含まれていない事項については、全て審査が為されなかったといつてよく、又、申請日以後に作成された参考資料等についてはいずれもこの様な疑義を正す為に新たに作成を指示された文

書だということになる。

いずれにせよこの様に1, 2審の判文によって、安全専門審査会における事実上の審査を主管した第86部会の議事録ないし調査結果記録に相当する重要文書が、その保管方法もさだかではない事務職員の、必ずしも正確を期し難い個人的メモ（忘備録）としてしか残されていないという事実は、これまで原告らが再三強調してまた安全審査手続のずさんさを、正に体现する重要な事情として、原告らの主張に一つの強力な論拠を与える結果をもたらした。かかる事実は、恐らく、手続的違法の判断に際して、原審の最終的な心証に対し、弁論の全趣旨における強い影響を及ぼすであろうことは想像に難くないのである。

原告らの勝訴のために

本稿のまとめとして最後に、本件提出命令申立が、諸種の困難な法解釈上の問題点、(以上の他にも、文書の特定方法と民訴316条の解釈適用、立証事実の内容とその特定方法、立証の必要性及び立証責任との関係、包括的提出命令申立における各文書と立証事実との関連性、提出命令の相手方の選択、当事者尋問・証人尋問との関係等の問題が在するが紙幅の関係で、別の機会に述べたい)の存在にもかかわらず、前記メモを除いて、ほぼ全面的に認容せられるに至ったのは、原告ら主張通りの事故の続発が背景となっていた有利な事情もさることながら、原告らにおいて「膨大な危険物を日々新に生成するところの、安全性未実証、且核燃料サイクル未確立な原子力発電所の設置許可については、現に災害の慮れを負担させられる原告ら地域住民の、国民としての根本的意思を充分反映せしめるような、基本法2条の民主的運営および成果公

開規定に則った、公正な手続を取らねばならない”との、誠に当然な基本的主張を、提出命令関係規定の法解釈上、有効に織り込んで、これに対する国側主張を大巾に制約しながら、かえって国側主張を利用して更に自己の主張を掘り下げ、深化していくことが出来たのかと考える。

そして、我々は今後、国側が国民及び住民に対し、不遜にも、安全審査資料の提出又は

公開は“伊方行政訴訟において国が勝つために必要と判断した”とか“住民対策上かえって得策だ”などと広言し続けることのない様に、本件提出文書資料を綿密に検討した上、これを“伊方訴訟における原告ら勝訴のために”最大限に有効に利用して、更に強力な主張と立証を繰り広げて行きたいもの、と考えるのである。

辛抱することは行動することよりも難しい

伊方原発に原子炉搬入

9月12日伊方原子力発電所に原子炉が搬入されました。伊方原発反対八西連絡協議会としては搬入阻止の行動をとらなかったのです。

各方面から無為無策を非難されたり、適切であったと肯定されたり、評価は色々でしたが、連絡協議会としては自己の能力に応ずる最善の策として撰んだ方策であります。

当日の警備体制は不必要な過剰警備体制を敷き、陸に四百の機動隊を配し、海に十隻の巡視艇が游弋し、空には四台のヘリコプターが飛び舞うと云う物々しさでありました。

この様な過剰な警備を正当化する為に「多数の過激派学生が不法な阻止行動を起す」と蜚語を流し、野良仕事に出かける農民の農具を検問したり飲料水の瓶の栓迄も抜いて調べると云う無茶をやって住民を圧迫して来ました。

此の様な不当な弾圧に対しては県警本部長と警察署長に厳重な抗議を致しました。過剰な警備体制を敷くことによって住民運動を圧殺しようと云う意図は明白であります。原発

設置が、強度の警察国家体制の下でなければ推進出来ないことを、如実に物語るものであります。

国民のコンセンサスだとか、理解協力のもとになどと、耳馴れの良い好言を弄し乍ら其の裏では、強権によって住民を圧殺してでも推進しようと云う、虎視眈眈と官電一体となっていることは其の行動が示しております。

吾々は警察の弾圧に屈して原子炉搬入阻止行動を取らなかったのではありません。此の度の不動の行動によって反対住民の反感とエネルギーは蓄積され、次の行動の為に備えるよい教訓と力を得たと考えております。

辛棒することは行動することよりもむずかしく、辛抱が何より大切なこともある事を知り得ました。御非難して下さった方々も吾々を見守って頂いている方々なればこそと有難く感謝致しております。

川口寛之

会員の皆さんに

事務局より

公判も次回から、いよいよ証人調べに入ります。国側は、「科学論争は裁判になじまない」と逃げの姿勢でしたが、予期しない文書提出命令に出合い、ようやく、裁判に勝つために本腰を入れてきました。そして、国側証人にも、内田東大教授以下、安全審査会の主要メンバーを総動員するという力の入れようです。法廷は、原告側が望んでいたように、わが国ではじめての、公開安全審査会になることは事実となりました。

しかし、この斗いを勝ち抜くことは容易なことではありません。幸い、献身的な多くの弁護士や研究者の協力を得ることができ、立証準備は精力的に進められています。一方、公判は、昭和52年の運転開始をにらんで、来年4月までは平均1月半に1回、5月からは、連続2日間の公判が、1月に1回の割合で開かれることになりました。弁護団の派遣や証人の出廷などの費用は、5月からは1回あたり40万円程度に達すると予想されます。また、証人調べの記録や立証書証の作成などにも、多くの費用と労力が必要になります。そのシンドさには、国側も悲鳴をあげるほどです。しかし私たちは、何としてでもやり抜かねばなりません。

つきましては、支援の財政活動を飛躍的に強化するために、つぎのように提案します。毎月発行していますニュースを、公判記録を中心とし、法廷での彼我の証言をできるだけ忠実にのせてゆきます。この記録は、公判安全審査の内容を伝えるものとして、会員や各地で闘う住民の皆さんにとって、貴重な学習資料となることでしょう。それで、これまで

の会員制(1ヶ月1000円)と並行して、ニュース読者として、さらに広範な方々に支援に加わっていただこうと思っています。ニュースは、毎月平均20頁(現在8頁)とし、1部200円とします。また、各地、各所の運動と結合していただくために、なるべく、各地の運動体、各グループ、各職場などの単位で扱っていただき、10部以上は1部あたり150円とします。次号から逐次その体制に切りかえ、来年4月頃までには、全国で、3000人程度の読者を獲得したいと思っています。

以上の提案をご検討いただき、別紙アンケートにご協力をお願いします。なお、テープ起こし、精書、校正、発送等の作業も増加しますので、協力のお申し出を期待しています。

会計報告 ('75. 9/9~10/11)

収 入

会 費	7 9,0 0 0
カンパ	1 5,0 0 0
前月より繰越	4 3 9,6 2 7
計	5 3 3,6 2 7

支 出

ニュース代	1 8,0 0 0
為替手数料	1,0 7 5
郵送料	4,7 1 5
第8回公判援助費	2 3 6,8 2 0
(旅 費	1 5 9,8 2 0
行動費	7 7,0 0 0
証人打合せ旅費	6 7,0 4 0
国側資料引取り旅費	1 1,7 7 0
コピー代金	2 2,3 2 0
資料費	2,4 1 0
会場費	4,5 0 0
事務費	7 7 0
計	3 6 9,4 2 0
繰越金	1 6 4,2 0 7